

レディーミクストコンクリート
単位水量測定要領及び品質管理基準
(案)

香川県土木部

平成20年6月

レディーミクストコンクリート単位水量測定要領及び品質管理基準（案）

（適用範囲）

- 1 本要領は、香川県土木部が発注する土木工事における、レディーミクストコンクリートの単位水量について、測定方法及び品質管理基準を規定するものである。なお、水中コンクリート、転圧コンクリート等の特殊なコンクリートを除くものとする。

（品質管理）

- 2 請負者は、仕様書等の定めるところにより、施工現場において打込み直前のレディーミクストコンクリートの単位水量を本要領に基づき測定しなければならない。

（測定方法）

- 3 レディーミクストコンクリートの単位水量測定方法については、エアメータ法かこれと同程度、あるいは、それ以上の精度を有する測定方法とすることとし、測定方法及び単位水量算定方法を施工計画書の施工管理計画内に記載しなければならない。また、使用する機器はキャリブレーションされた機器を使用することとする。なお、施工計画書の提出の必要がない工事であっても、事前に前述の資料を提出しなければならない。

（単位水量の管理記録）

- 4 請負者は、測定結果をその都度記録（プリント出力機能がある測定機器を使用した場合は、プリント出力）・保管するとともに、測定状況写真を撮影・保管し、検査時に提出しなければならない。また工事施工途中においても工事監督員の請求があった場合は遅滞なく提示しなければならない。なお、1日のコンクリート打設量を管理記録内に記載するものとする。

（測定頻度）

- 5 単位水量の測定頻度は、（1）及び（2）による。
 - （1）100³ m³/日以上の場合は2回/日（午前1回、午後1回）。それ以外の場合で重要構造物については重要度に応じて100～150³ m³に1回。
 - （2）荷卸し時に品質の変化が認められたとき。なお、重要構造物とは、高さが5 m以上の鉄筋コンクリート擁壁（ただし、プレキャスト製品は除く。）、内空断面が25 m²以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部（ただしPCは除く。）、トンネル、高さが3 m以上の堰・水門・樋門及び工事監督員が指定する構造物とする。

(管理基準値及び測定結果への対応)

6 管理基準値及び測定結果への対応は、(1)及び(2)による。

(1) 管理基準値

現場で測定した単位水量の管理基準値は次のとおりとして扱うものとする。

区分	単位水量
管理値	配合設計 $\pm 15 \text{ kg} / \text{m}^3$
指示値	配合設計 $\pm 20 \text{ kg} / \text{m}^3$

注) 示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が $20 \sim 25 \text{ mm}$ の場合は $175 \text{ kg} / \text{m}^3$ 、 40 mm の場合は $165 \text{ kg} / \text{m}^3$ を基本とする。

(2) 測定結果への対応

a 管理値内の場合

測定した単位水量が管理値内の場合は、そのまま打設してよい。

b 管理値を超え、指示値内の場合

測定した単位水量が管理値を超え指示値内の場合は、そのまま施工してよいが、請負者は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善の指示をしなければならない。

その後、管理値内に安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行うこととする。

なお、「管理値内に安定するまで」とは、2回連続して管理値内の値を観測することをいう。

c 指示値を超える場合

測定した単位水量が指示値を超える場合は、その運搬車は打込まずに持ち帰らせるとともに、請負者は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示しなければならない。

その後、単位水量が管理値内になるまで全運搬車の測定を行うこととする。

なお、管理値または指示値を超える場合は、1回に限り同一運搬車で再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さいほうの値で評価してよい。